

令和 8 年

# 議会運営委員会記録

令和 8 年 2 月 3 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和8年2月3日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午後 0時06分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	鎌 田 泰 春 議員
議 長	小 嶋 智 子 議員	副 議 長	待 鳥 美 光 議員
委員外議員	松 永 靖 恵 議員	委員外議員	内 田 あ や 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件 8 議長の諮問に関することについて  
議会改革について
- ・和光市議会議員政治倫理条例の見直しについて
  - ・研修会及び視察について
  - ・録画中継について
  - ・議員間討議について
  - ・通年議会の導入について
  - ・新規事業の協議（予算前審議）について
  - ・先議・専決処分案件について
  - ・議会報告会について
  - ・一般質問について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は、委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

初めに、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について。案件は項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについてです。

前回1月16日の議会運営委員会において議論したところですが、本日は進め方について、各会派から取りまとめた御意見を伺い、協議することとしたいと思います。

まずは、前回の議論の中で、事務局に確認をしていた部分について、事務局より説明があります。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 それでは、前回の委員会で、宿題ということで頂いた内容についてお答えさせていただきます。

まず、特別委員会の審議内容を追加、政治倫理条例のほかにパワハラ条例等の改正を追加できるのかということについてでございますが、特別委員会は議会の議決で付託された事件を審査しますが、事件の数に制限はなく、2個以上でも認められております。ただし、追加付託するには再度議決が必要となります。

また、付託事件の議決に当たっては、特別委員会を設置して付託しますと、当該案件の審査権は付託と同時に特別委員会に移り、当該案件に係る議会運営委員会の権限は停止されますので、注意が必要です。

また、特別委員会の任期は最長で議員の任期となっており、仮に3月定例会で特別委員会を設置しますと、令和9年3月定例会までに審査結果を出す必要がありますので、追加付託するに当たっては、期間的なものを含め十分検討が必要かと思っております。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

それでは、各会派からの御意見を挙手の上お願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 御説明ありがとうございました。

ちょっと確認なんですけれども、付託事件に関して、これは一項目ずつ明確に規定しないといけないのかどうか。議会基本条例の見直し及びそれに係る関係条例、規定の見直しとできる

のか。あるいは議会基本条例の見直し及び関連する条例等々の見直しについてと規定できるのかどうか、教えていただけますか。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 確かに、菅原委員のおっしゃるとおり、2つの案件をそういうふうにくっつけて、何々特別委員会ということはできないことはないと思うんですが、ただ、何を実際メインで審査していくのかというのが、ちょっとぼやけてしまうことが考えられますので、そこら辺は注意が必要なのかなと思います。

逆に、広い意味でやりますと、本当に議会改革という名前を出してしまえば全部は網羅されるんですけども、ただ、それをやると、今度は議会改革の関係は全部特別委員会に権限が移ってしまうところもあるので、そこは注意が必要なので、やはり何の見直しをしたいかというところを明確にしてやったほうが分かりやすいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 分かりました。

そうすると、政治倫理条例の見直しに係ることについてということで、係るということも中途半端ですけども、その中で、他の条例だとか、例えば会議規則だとかの見直しが必要になってきた場合、特別委員会の中で協議した結果、関連してこれらも見直しも必要とされるというような形、まだ先の話ですけども、見直しの中でやっていくことにおいて、こういう関連するものも見直しも必要ではないかということとなりましたとかという報告など、そういうような形でまとめていくことにしたほうがよいということでしょうか。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 確かに、例えば今の話ですと、審議していく中で、では、パワーハラスメントの防止条例みたいのを、これはつくらないと駄目だよというような話合いになったときに、それは全くの別の案件になりますので、追加の議決が必要になってきます。ただ、その審議の中で、最終的な報告の中では、条例の一部改正というのがメインになると思いますが、ただ、その中で、そういうのを今後見直ししていく必要があるよというような文言というのは、入れることは問題ないのかなと思います。

○吉田武司委員長 これについては、特別委員会を設置して、その後、追加については、議決をされれば追加できるということでよろしいんですね。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 そのとおりでございます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 進め方というところで、特別委員会に何を付託するかという点で考えますと、私は、議決が必要なものについては、特別委員会に付託をするほうがよろしいんじゃないかというふうに思っています。例えば、条例の改正だったり、そういった一定の基準を設けて、これは議決が必要であれば特別委員会を設置するというような趣旨で進めていくとスムーズなの

かなと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派としましても、これは抜本的に進めるべきだということで意見がまとまっていたんですけども、今鎌田委員が言われたように、議決が必要なものということで、今、課長のほうからも任期中ということで話がありました。これから、3月からということになると思うんですけども、しっかり3月から進められるように準備していくべきだというふうに思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 確かに議会の議決により付議された事件を審査するとなっているので、基本的には、まず政治倫理条例を付議して、その議論の中で、ほかにも波及するような場合には、その際に新たに追加して事件とするかという流れで、今現在、まだ入っていないので、やはりまずスタートさせて、議論を何回かして、6月定例会に間に合えば6月定例会で追加するというような方向性でいいのではないかなと。今現在、想定といっても、もう3月定例会が目の前でするので、さっき委員長が言ったような方式でやっていく。また、事務局から説明いただいた方式で、まずスタートさせていくということではないかと考えます。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、条例の在り方、内容の見直しが必要であるということで御提案をさせていただいたということがあって、また、和光市議会の施行規程等や和光市議会基本条例の見直し等もありますので、これはやはり特別委員会等を開いて、内容を速やかに改善されたほうがいいかなと思っております。

メンバーについては、3人以上の会派は2人、2人の会派は1人、無会派については、全体で1人を出してもらおうという形のメンバー構成がいいと思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今の話合いの中では、任期中の令和9年までに一定の結論を出さなければいけないという以上、最初の論点で言えば、政治倫理条例の見直しのみ取り扱う特別委員会にするのか、それとも、ほかのものも合わせて特別委員会を設置するのかというお話だったかと思えます。

ただ、さっき令和9年までに結論を出さなければいけないといった以上は、ある程度制限しなければ結論が出ないのかなというふうに思っていますので、今回に関して言うと、議決が必要になる条例改正のみを取り扱って、例えば新規事業の協議とか、そこまで特別委員会に合わせて付議してしまうと、前に進まなくなってしまう部分もあるのかなと思いますので、どこに何を付議するのかというところは、一定の期間、令和9年までという任期中の部分を加味して検討していく必要があるんじゃないかなと思います。

○吉田武司委員長 今回この政治倫理条例見直しについてなんですけれども、これをどういうふうに進めていくというところの、今協議の話合いで、ただ、令和9年度までにこれをちゃんとやらなきゃいけないというのではなくて、そんないい加減な協議はできないので、しっかりとみんなで協議してやる。お尻が決まったやつではなく、これはしっかりとみんなで協議して進めていくことなので、できない場合もあります。それは次の期に回す。しっかりとした報告をつくったやり方にしてと私は思っています。

菅原委員。

○菅原満委員 先ほど事務局から説明があったのは、特別委員会が議員の任期中ということであって、その任期中に最終結論を出せということではないので、協議して、まとまるどころまでまとめて、どうしても最終的なところまで、条例改正までたどり着けなければ、その時点での報告をして、仮の話ですけれども、新たな任期が始まる議会で、さらに特別委員会の設置などを含めて議論してってもらいたいという報告で終わることも想定されるということで、結論を出さねばならないということではないということでは理解しています。

○吉田武司委員長 私もそのように理解しているんですけれども、局長、いかがでしょうか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 基本的には、改正をする特別委員会を立ち上げたということで、やはりその一部改正は来年の3月定例会に上程できるのが好ましいのかなと思います。絶対そこで、やらなくちゃいけないかというのは確かにちょっとそこまでは調べ切れていないんですけれども、やはり何らかの形で結論を出すべきと考えております。

○吉田武司委員長 これはそこまでのところで中間報告という形でもいいんじゃないですか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 例えば中間報告という形でとって、では次の来期にといつたときに、来期の議員の方たちが特別委員会をつくってやるかどうかというのは、ちょっと何とも言えないところですので、その後結果がどうなっていくのかというのは、なかなか見通せないところがあるのかなと思います。

○吉田武司委員長 議会改革については、1年後の3月定例会で、議会改革でまとめて、報告として、できたもの、できないものを次の期につなぐもので、委員長が報告させてもらうんです。だから、私は特別委員会もそういう形でもいいのかなと思っていたんですけれども、そこは特別委員会の最終的な判断でいいのかなと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 基本的には、特別委員会を設置するので、付託された事件が完結するということが必要なわけなんですけれども、過去に特別委員会をつくってきて、学校建設だとかをやってきていて、執行部側の話もあったわけで、今回の特別委員会は、条例の見直しで、最終結論までいけばですけれども、今回議会運営委員会の改革という中で特別委員会を設けて、協議して進めてもらう。最終的に結論をもらうという形にしてもらいたいということなんですけれども、最終

的なところについてまだ見えていないので、仮の話で、条例改正となると相当な時間もかかるので、その時点で、なお、議会基本条例に基づく議会改革の中で行ってほしいということで担保していくという形が取れば一番いいわけで、これから1年で条例改正までとなると、実際の議論は3月定例会なので、早くても4月からスタートするという形になるかなと思うので、その辺を確認しつつ、何としても結論を出さねばならないということなのか。その辺も確認しつつ、進める準備をすると、3月定例会に向けてという形でいくのがよいのかなというふうに考えます。

確かに、次の改選、新たな任期で見直すのかどうかということですが、少なくとも改革議論の中ではつながっていくということなので、その辺で担保できるのかなという気もしますという考えです。

事務局のほうでは、当然特別委員会をつくるから、付託事件が終了するというのが理想的な形というふうに私どもは捉えております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど、私が一定の結論を出さなければいけないという話をさせていただいたんですけども、それが必ずしも完璧な状態で条例案を提出することが結論であるかというところ、そうじゃない可能性もある。例えば議論の中で、ここの論点については、こう決まっただけでも、途中報告みたいな形で、ここの部分については、まだ定まっていないという結論になることもあり得るとは思います。

ただ、これ今お話ししている中で、決めなければいけない、今、現時点でこの話の中の論点として話さなければいけないこととしましては、何を付託するかという点だと思うんですね。そこについては、この今の議会改革のものをたくさん乗せるというよりは、ある程度絞って、議員の倫理条例に絞るのか、もしくは議決の必要なものに絞ってやるのか、そういうような形で組むことによって、令和9年までに一定の成果が出せるような枠組みや形を考えるほうが望ましいのではないかとことです。なので、全部盛りだくさんにしちゃって、結局全部中途半端にしてしまうというよりは、ある程度絞って、特別委員会分はそうしたほうがいいんじゃないかという趣旨で申し上げたところになりますので、御理解いただければと思います。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前 9時53分 休憩）

再開します。（午前10時10分 再開）

この政治倫理条例見直しについて、今後進め方というところで、これまで、特別委員会で進めていくというところ、あと特別委員会でこれを先に進めていて、あとでハラスメント条例、ハラスメントの防止等のところも、そこの中に追加できるかというところで、事務局からそれは追加できるというところもありましたけれども、特別委員会を本当に設置してやっていくのか。それとも、特別委員会を設置した場合には、来年の3月の任期までに、ある程度の結果を出さなければいけないというところも入ってきてしまうということもあるので、議会基本条例、また、いろいろな見直しについても、議運で改正できるというところもあるので、この議運を

改革議運として新たに位置づけて、議員のメンバー、改革議運のメンバーを人数を増やして、そこで進めていくほうがいいのか、これまで特別委員会で進めていこうという話もあったんですけども、新たにそういうところも考えられるので、どうしたらいいのかというところで、今一度皆さんにお諮りさせていただきたいと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 特別委員会設置ということで、前回決めておりましたが、事務局からの説明、また、皆さんの御意見から、やはり来年3月までには一定の結論を出す。もう一つは、ほかに改革の項目がある、それを進めていくに当たって、時間的な制約もあるということから、議運の改革議運の中に、会派に属さない議員、また、新たに会派をつくられたけれども、議運の手続を取っていないところからも出ていただいて、極力多くの皆さんから意見をいただき進めていくということに決めておいて、変更ということで恐縮なんですけれども、改革議論の中で進めていくと。

2つの委員会を並行させて進めていくとなると、やはり進めていくに当たって、日程調整だとか、様々な点での課題も出てくるのかなど。いずれにしろ来年の3月定例会ということも考えて、改革議運の中で協議、検討をしていくと。倫理条例については、見直すということの認識が一致しているので、どの点をどう見直したらいいかというのは、各会派で検討していただいて、持ち寄って、それで協議を進めていくということが考えられるので、その辺の方向でいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 事務局に確認いたします。議会の条例等の改正については、議会運営委員会で改正、改定できるのでしょうか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 改正できます。昨日、埼玉縣市議会議長会の第5区の事務局長会議がありまして、そこら辺の話もちょっと意見交換させていただいたんですが、改正とかも議運でやっていますという市もありました。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

休憩します。(午前10時16分 休憩)

再開します。(午前10時43分 再開)

菅原委員。

○菅原満委員 再三、二転三転で申し訳ございません、先ほど来の協議、また説明を受けて、当初、特別委員会を設けて倫理条例を進めたほうがスッキリするのかなという考えでおりましたが、倫理条例はそのまま議員の身分に関わることなので、広く議会運営委員会の委員だけではなくて、委員外議員も出席して、意見をいただいて、丁寧に進めていくことが必要であるということ。

また、ほかの改革のテーマに上げているハラスメントですとか、ほかにも関係してくる場合が想定される。また、内容によっては議会基本条例についての検討も出てくるかもしれないと

いうことを考えた場合、議会運営委員会の改革の取組の中で、倫理条例については、特に急いで進めていく。そして、倫理条例については、議会運営委員会の委員以外にも出席をお願いして、意見を述べていただく。

また、それと並行して改革の関連する部分があれば進めていくということで、別立てだと、付託したもの以外は関連した場合になかなか難しい点も出てくるということなので、この改革議運の中で全て進めていく。倫理条例については、特に議会運営委員会に属していない委員外議員の方にも出席を求めていくということで、進めていかれたらいいのかなというふうに、考えます。御検討お願いいたします。

**○吉田武司委員長** 今、菅原委員のほうから、特別委員会については行うということで進めて来たんですけども、この改革議運で行ったほうがスムーズにいくんじゃないかなという御発言がありました。そして、この改革議運の中に、委員外議員の方にも出席を求めて、進めていくということなんですけれども、これについて皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、この改革議運の中で進めていくということで、特別委員会は立ち上げないで進めていくということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、出席を求める人数について御協議いただければと思います。

鎌田委員。

**○鎌田泰春委員** 無会派の方たちに御案内をするということになるかと思います。こちらからの無会派の方に御案内するというのではなく、無会派の方全員に御案内するのがよろしいのかなと思っています。

**○吉田武司委員長** 人数については、無会派の方全員に出席を求めるということによろしいんですか。

鎌田委員。

**○鎌田泰春委員** そうですね。従来であれば2人とかで代表して出ていただくという話もあるかとは思いますが、一度それを御案内する必要性はあるのかなと思いますし、出たいけれども出られなかったという話になってくると、ちょっとこれは変わってくるのかなと思うので、御案内が必要なのかなと思いました。

**○吉田武司委員長** 無会派の方全員に呼びかけるということによろしいですか。

鎌田委員。

**○鎌田泰春委員** そうですね。機会の平等性という観点で言えば、多くの方に参集していただくという形の立て付けで、今回議会改革の話が進んだかと思います。特別委員会の例に倣って、例えば通常であれば8名程度で議論するというので、スムーズな進行という観点を踏まえて、例えば無会派の方の中で御相談いただいて、代表を出していただくという方法も否定するわけ

ではないので、そこは皆さんの御意見をいただいて御検討いただければと思います。

○吉田武司委員長 人数についてはいかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 委員外議員の方には案内をして、出席されればですけれども、いい意見を入れるということで、案内を出すという方向性で私はいいいと思います。

○吉田武司委員長 今委員外議員、無会派等の方たちには案内を出して出席を促すというところかなと思うんですけれども、無会派の方たちに、それぞれ2人ずつくらいオブザーバーとして出てもらうという形にして、あとはほかの方たちには、会派の人たちもいますけれども、来ていただいて、委員外議員という形で発言をしてもらうという形もどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 無会派の方たちは、それぞれ一人ずつで3名いるわけですが、その中で意見をまとめるというのは非常に困難だと思います。ですので、無会派の方たちは、それぞれ意見の表明ができる機会を与えるという意味で委員外議員として招致して、会派に属している議員は、一応会派の中でその案件について意見交換して意見をまとめてくるわけなので、ただ、全員に係る案件がそのときの議運で話し合われるんだということの周知は必要かなと思うので、会派の代表を通して当然分かるわけですが、そういう議運がその日に何時から開かれますということの周知はして、できるだけ傍聴していただく。どうしても発言が必要な場合は手を挙げていただいて、委員長の采配で発言ができるという形にしたらいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 今、副議長のほうからそのような提案がありましたけれども、無会派の方たちも、取りまとめが難しいだろうということで、一応出席の案内はかけて、出席をしていただいて、発言はできるというところにして、各会派においても、傍聴、発言などもあればしてもらうという形で進めるということなんですけれども、このような形でいかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 議運の委員は、基本的に会派を代表してきているので、きちんと会派内で話をまとめて出てくると。議運の委員と同じ会派の議員で、意見がまるっきり違うというようなことは避けていただかないと、会派として出てきているという前提、また会派でまとめて意見を言っていただくという前提があるので、その辺は十分踏まえていただかないとと考えます。

○吉田武司委員長 待鳥副議長にお尋ねしますが、無会派の方たちに出てきていただくということは、傍聴の形で出てもらうということで、そのときに発言を認めるということでしょうか。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 傍聴というか、委員外議員として席には着いていただいて、ただ、採決の際には権限はないという形。今のような形になる前の無会派の方たちはそうでしたよね。意見

は自由に、委員長の指名によって可能だけれども、採決には加われないという、あの形でいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○吉田武司委員長 無会派の方たちも、委員外議員というか、オブザーバーという形で出席を求めるといことなんですからけれども、無会派の方たちが今何人ですか。

〔「3人」という声あり〕

3人。以前は、無会派の方たちから1人というふうにもなっていたと思うんですが、今回は、無会派の方たちは、それぞれオブザーバーとして出席をしていただくということによろしいですか。

〔「来ない場合もあるわけですよ。声をかけるということです」という声あり〕

無会派の方たちには声をかけて出席を促すことによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように進めていきます。

それでは、整理しますと、項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについては、これまで特別委員会で進める方向で来ましたが、議会改革の中で進めていくこととしたいと思います。

そして、出席委員につきましては、無会派の方たちに改革議運の案内をして、出席しない方もあるかと思えますけれども、出席を求めて進めていきたいと思えます。そうすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に進みます。

案件は、新項目1番、研修会及び視察についてです。

前回1月16日の議会運営委員会において議論したところですが、本日は所沢市議会の視察報告を踏まえ、各会派から取りまとめた御意見を伺い、協議することとしたいと思います。

それでは、各会派から御意見を挙手の上お願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、研修会等の視察というのは有意義なものであると思えますし、議会運営委員会において予算が確保できれば、実行していく方向性でよいのではないかと。これはあくまでも予算を認めていただくことしかないと思えますので、予算が認められればと考えています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 研修会は議会としての研修会、従来から行っているもので、この形式で今後も進めていくという方向でいいのかなと。視察についても、今現在、委員会の視察をやっていますけれども、何か新たな研修のための視察、常任委員会以外で、常任委員会といっても2つですけれども、設ける場合の視察の費用を求めるといのであれば、新たに増やすだけじゃなくて、

どこかを削るということも当然考えた上で、視察の在り方を考えていくということもあるのではないかとということで、意見として申し上げさせていただきます。

ただ、研修会でも、講師の方に来ていただく場合に、講習料プラス交通費となると、金額によってはお願いがなかなか難しいという点もあるので、その辺のやり方について検討を加えていく必要があるのかなと思います。

**○吉田武司委員長** 今、御意見をいただきましたこのことについて、ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

今後、このことにつきましては、予算のめどが立ったところで実施するというのと、また、何か新しい議会運営、議会の活性化に向けた研修会等が必要な場合には進めていくというところで、まずは予算がつかないことにはできないということもありますので、そこら辺を見据えて、今後進めていければと思いますけれども、また今回、所沢市の視察に行ったような形も考えられるのかなとも思っていますので、当面はそのような形で進めていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今後そのように進めていきたいと思います。

次に進みます。

案件は新項目2番、録画中継についてです。

前回、1月16日の議会運営委員会において議論したところですが、本日は、各会派から取りまとめた御意見を伺い、協議することとしたいと思います。

まずは、前回の議論の中で事務局に確認を依頼した部分について、事務局より説明があります。

工藤議事課長。

**○工藤議事課長** 前回の協議において、録画中継について、今のシステムで字幕をつけた場合の費用というような質問があったかと思います。こちらについてお答えさせていただきます。

現在の映像配信システムで録画に字幕をつけた場合の費用につきましては、現在練馬区議会においても実施しているところですが、ライブ中継の字幕生成データをそのまま載せることは、誤表記や不明瞭な部分があるため、最低限の修正をかけて載せているような状況と伺っております。また、会議録が完成した後は、当然そごが生じますので、会議録が公開された後は、録画映像の字幕は削除しているような状況となっています。

当市で練馬区と同様に行った場合、年間で約200万円弱かかるような見込みとなっております。

**○吉田武司委員長** 事務局からの説明が終わりました。

それでは、各会派から御意見を挙手の上お願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 一定程度この録画中継に字幕を記載するという事は、聴覚障害者の方にとっても非常に有益なものであると思う一方で、今の練馬区議会の話を知ると、最終的には議事録があるということで、最終的には動画には文字がなくなるというような理解ですよね。それに対して200万円の費用をかけるというのは、なかなか厳しい判断になるのかなとお話を聞いていて思いました。なので、できる限り、ほかの持続可能な形でできる方法等を今後検討していくというのが必要なのかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 字幕表示ができれば一番いいんですけども、ライブ配信で流している字幕を新たに差し替える場合の費用ということで御説明をいただきました。他自治体の状況でも、200万円程度かかっている。その辺も含めて、どういうやり方がいいのか。やはり前々から申し上げていますが、ICTなりDXの計画を立てていく。その中で調査していく。ほかの自治体の議会でも調査をして、検討して字幕を入れるような方式を取っているところもあるので、やはりその辺は計画を立てて、入れられる部分については入れていく。その費用対効果、閲覧数とかもありますけれども、基本的には聴覚障害の方に、どういうふうに情報を伝えていくか。今現在も、声のわこう市議会だよりでしたか、議会のもありますけれども、その辺の普及も考えていくということも必要なのかなと考えます。費用面も考えると、先ほど視察の費用というのも出ましたけれども、あれもこれも乗せていくということも難しいとは思いますが、その辺を計画を立てて進めていくことができればと考えております。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 これは今の課長の話だと、修正をかけて載せると年間200万円ということだと思ってしまうので、そのままライブ中継で、文字が誤っていても、今結構SNSとかでも、ある程度、もうこれは明らかに誤っているなというようなものも、文字の変換がそのままということも、ある程度もう市民も分かると思うので、乱暴かもしれないんですが、ライブ中継の文字を会議録が出るまではそのまま載せるということであれば、金額的にはかからないのでしょうか。

○吉田武司委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 ただいまの伊藤委員の話は修正しないでそのまま載せるというようなお話だったと思います。こちらにつきましてはちょっとざっくりな話になってしまうんですけども、当然そういった場合は修正にかかる費用というのはかからないと思います。ただ、そのまま載せるに当たっても、システムの使用とか保守料、そういうのはかかるので、ちょっと金額を申し上げるのは難しいですけども、当然修正の費用がなくなるので、先ほど申し上げた200万円弱よりかは、大幅な削減にはなると思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 それであれば、大幅に文字が誤っているということもあまり見受けられないかと思ってしまうので、その予算によっては、そのままだと、全く載せないよりは、会議録ができるまでは文字を載せるということでもいいのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 委員外議員から発言を求められていますので、委員長として許可いたします。

内田委員外議員。

○内田あや委員外議員 発言のお許しをいただきまして、ありがとうございます。

一つの提案ではあるんですけども、昨今、議会中継がユーチューブで展開されているケースもかなり増えているようで、300とかそれぐらいの自治体はユーチューブに動画を、転用という形で出しているそうです。そうするとよいことがあるかなと思うのは、ユーチューブですと、精度は低いですけども、自動生成で文字をピッと押すと、音声文字化してくれるというような機能もあるので、より広く市民の方に議会に興味を持ってもらうという、広報広聴の観点でも、そういったことも一つ検討できるのかなと思い、御提案させていただきました。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 ユーチューブという御提案がありました。私もその方法がうまく、細かくは分かりませんが、もし、そのように転用できるのであれば、広く開かれた議会という意味では、いいアイデアじゃないかなというふうに思いましたので、その辺も次また精査して、方法の一つとして、検討事項としていっていいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 ユーチューブでの録画中継は、かなり前期の議会運営委員会の中で提案もあったし、検討もしたし、それから、当時の副議長がそれをやっているところに実際見に行っただけというようにもして検討しておりました。

ただ、ユーチューブでやるということになると、職員の負担になるということと、それから、やはり議会の発信としては、正規のものであるという話だったと記憶しているんですが、その辺は一応検討はしたということだけです。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、録画中継、これは先ほど事務局から説明があった練馬区の事例で、200万円程度かかるのかなという話もありました。今後、これはICT、またDXと連携して進めるところが一番いいのかなとも思っています。

また、ユーチューブ発信などもいいとは思いますが、今現在、ライブ中継については、発信して字幕がついているんですけども、正規の録画中継の配信については、ちゃんと精査をしなければいけないというところで、土日を含まず5日以降の中継の発信となっていて、それはやはりちゃんとした議事録を合わせて、市民に発信しなければいけないということで、時間をかけて精査して、録画中継を配信しているというふうになっているとも考えていますので、今後、やはりICTとDXと連携して、ユーチューブなりも考えて進めていければいいのかなというふうに思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

委員外議員から発言を求められたので委員長として許可いたします。

松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 ありがとうございます。

先日の所沢市議会での視察の際に質問をさせていただいたんですが、そのときには、議会事務局の方から会議録を貼付けするという方法で、金額も数万、数十万というような形で、議会事務局のほうでも調べていただけるということだったんですが、その辺の回答はいただけますでしょうか。

○吉田武司委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 所沢市議会と同様にやったらどれくらいかかるかという話だと思います。

所沢市議会では、録画中継の配信ページに、会議録のテキストを添付して見られるような状態になっております。このテキストは、正式な会議録がホームページにアップされるタイミングでアップされるため、会議から2か月以上はアップされない状況です。また、録画配信映像とリンクする機能がないので、映像を見ながら手動で会議録の該当箇所を探して確認する形になります。

ちなみに費用でございますが、導入した場合については、年間で約21万円程度かかるような状況となっております。

○吉田武司委員長 松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 ありがとうございます。

それであれば、今会議録というの、実際、例えば12月定例会が終われば、3月定例会の前に会議録が出るような状況ですので、要するに2か月、3か月かかるような状況ですが、21万円程度で金額がかかるようでしたら、ぜひ録画中継に関しましては字幕をつけていただけるように導入していただければと思っております。また協議のほどお願いいたします。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほども申し上げましたが、今の所沢市の例、たしかあのときも、要は会議録が正式に出来上がったものを一緒に掲示しているということで、その間ライブ中継から会議録調製までは載せていないということですので、載せ方も、見やすい載せ方だとか、ユーチューブについても、変換率、実際ユーチューブの音声の文字変換だと、どうしても日本語の場合、誤変換というのが出てくるので、その辺もきちんと早期に調べて、費用面も当然調べて、議会全体の費用を抑えつつ、テロップというか、字幕表示ができる方向で検討していくことが必要なのかなということを改めて申し添えます。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 先ほど、松永委員外議員からの、所沢市は年間21万円でホームページにアップされるという内容なんですけれども、ちょっとイメージがいま一つ分からないんですが、字幕という形で、それが年間21万円が出るということになるんですか。字幕とはまた違うわけですね。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 これは字幕とは違うんですね。要は画面の右側に正式な会議録が出たときに、その会議録が乗っかってくるということなんですね。映像とその会議録を合わすのは、自分の手作業でどこかというのを探して、スクロールしながら見ていかないといけないような仕様になっています。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前11時17分 休憩）

再開します。（午前11時19分 再開）

ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになければまとめたいと思います。

それでは整理しますと、録画中継については、お金がかかるというところもあるんですけども、今後字幕を付す方向で進めていくというところで、これは事務局については予算を取って進めるということになるかと思うんですけども、21万円という金額であれば、早く進められるのかどうなのかというところで、検討を進める方向でいければと思いますけれども、皆さんそれでよろしいでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私が提案した、ライブ中継の文字を会議録が出るまでそのまま載せているというのは駄目ですかね。その金額もどれぐらいなのか調べていただいてもよろしいでしょうか。できるのかどうなのか、結構面倒なのか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 費用の面が、最大でも200万円、よそのところを見ると、メンテナンスがいろいろかかるということなので、その辺を事務局で確認していただいて、あと、また議会の全体の予算の枠を極力膨らませることは避けつつ、視察の費用が欲しいとかいろいろ出ているので、その辺、事務局のほうで一番やりやすく、かつ、費用を抑えて、かつ、字幕表示ができる方法を調べていただければと思います。よろしくお願いします。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 詳しい金額のほうを次回までには調べておきます。

ただ、本当に当日の字幕のあまり精度がないものをそのままずっと載せていくということの是非みたいのも、合わせて御検討いただければとは思っています。

○吉田武司委員長 今現在、ライブ中継の字幕は何日間見られるのか。その日だけでしたか。

〔「そのときだけですよね」という声あり〕

今、事務局長から話がありましたけれども、やはり正確でない部分もあるということで、ライブ中継についてはその日のみということになっているので、やはり録画中継をしっかりとさせるには、精査したやつを載せなければいけないということになっているので、予算の関係もあるので、しっかりと予算を取っていただいて、載せる方向で早急に進めていただければと思

います。

録画中継についてはそのような形でよろしいですか。早急に予算を取っていただいで進める方向になります。

松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 進めていただけるという方向性で、大変ありがとうございます。

先ほど副委員長伊藤委員がおっしゃったような、ライブ中継のそれを、要するに会議録が出るまではそのままやっていけるという方向性については、また改めて事務局のほうで調べていただけるということなので、次回の議会改革の議運のときにまた回答していただいで、それを踏まえて録画中継にも字幕については、さらに21万円の会議録の貼付けプラス、ライブ中継をそのまま載せるということの検討も、また次回の議運で検討していただけるような状況でよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 今事務局から説明があったのは、ライブ中継については、正確なものではないので、それをずっと載せるのはできないというふうな説明があったのかなと思います。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 できないというか、皆さんでそこは話し合っいてもらいたいと思います。

○吉田武司委員長 ライブ中継をずっと載せ続けるというのは、金額がかかるんですか。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 今確認しましたところ、ライブ中継の映像、字幕をそのまま載せる場合、年間でだいたい20万円ぐらいかかるような状況となっております。

○吉田武司委員長 今、事務局から、ライブ中継について、正確でないものを載せていくというのもどうかという話もありまして、それを今後載せるには20万円程度かかるというところで、そこをこの議運でどういうふうにしていくか。まず予算を取らないことにはできないと思うんですけども、予算が取れた場合は、録画中継について字幕を付することが決定するまではライブ中継を載せるというところをするかしないか。これも予算のところがあります。

菅原委員。

○菅原満委員 ライブ中継を載せるかどうかということもですけども、やはりその辺金額についても、まだ見積段階というか、正確ではないので、その辺について、次回の議運で改めて協議するというので、調べていただいた結果を基に協議するというので、進めていただければと思います。やはりあまりに誤変換だと誤解を与えかねないというようなこともあるので、その辺も含めて調べていただいで、次回御報告いただければと思います。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 調べるのは、今の字幕をそのまま残していくという、その金額についてでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほどももうお答えいただいているので、新たに紙の会議録が調製整って載せる場合、現在のライブ中継を載せる。そのまま載せていって切り替えるということについても、まだ、急遽なので、その辺も含めて、あと、ライブ中継をそのまま載せていくことについても、よその自治体の状況等も確認していただければということで、先ほどの繰り返しですけれども、説明をお願いします。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今の菅原委員の他の自治体とかもどのようにやっているかということも含めて、もう一度調べて御報告いたします。

○吉田武司委員長 松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 今議会中、ほかの議員の方が、例えば一般質問している際も録画中継見ているんですが、誤変換はあまりないように感じております。例えば誤変換があったとしても、そんな変な誤変換ではないような感じでもありますし、実際練馬区議会のほうで、それを実際にやっていて、そういう苦情とかがあったのかも、重ねて聞いていただけないでしょうか。

○吉田武司委員長 録画中継に字幕を付すことについては、今後、字幕をつけるというところで、事務局におかれましては、精査していただいて、進められるところから進めるように検討していただければと思います。また、今後これは改革議運の中で進めていきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に進みます。

所沢市議会視察後に協議することとしていた項目10番、議員間討議、項目26番、通年議会の導入。新項目6番、新規事業の協議、新項目8番、先議・専決処分案件について、各会派、無会派からの視察報告書を踏まえ、御意見を伺って協議することとしたいと思います。

まず初めに、項目10番、議員間討議について協議をお願いいたします。

それでは、各会派から御意見を挙手の上お願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議員間討議については、様々課題点等もありながらも、進めていく方向性というのが望ましいんじゃないかなと思っています。やり方については、この時間だとなかなか議論するのは難しいかなと思いますので、また、日を改めてやっていただくといいのかなと思っています。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派でも、所沢市の視察を踏まえて、議員間討議を制度として位置付けて運用している点が強みで、自由討議を会議録に残す運用は透明性が高く、議会改革としても大変評価できると思います。本市においても、委員会での自由討議の制度化、政策討議の定例化を進めることで、議会の政策の形成力が高められると思うので、ぜひ前に進めていけた

らと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議員間討議に絞るならば、これはやはり要領とか、それを定めて委員会で行うと、一定のルールにより討議を行うと。議員間討議なり、自由討議、名称はありますけれども、和光市議会の場合、議員間討議と規定しているので、一定のルールにより討議をします。

それから、執行部側も参考人として、知見や現状の説明を受けられるということで、所沢市でそれをやっているということでしたし、実際発言されているので、この方式も当然取り入れた要領で進めていくことができればいいのかなど。

現在和光市議会は、陳情においてそれぞれ議員が意見を述べて、実質議員間討議を行っているという形にもなっているので、こういった場でも執行部側に参考人として出席していただいて、いろいろな現状のお話だとか、そういったのをさせていただければということで、要領を作成をして行っていくと。あくまでも討議であるので、演説にならないということで、やはり論点を絞った討議を行えればと考えます。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 議員のそれぞれの考え方が明らかになり、論点整理ができるため、円滑な審査につながると考えますので、議員間討議については進めるべきだと思っております。

ただ、ルールをしっかりと決めてやるのが重要じゃないかとも思いますので、これは進めるに当たってのルールづくりから進めるべきだと思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

議員間討議については今後進めていくというところで、ルールづくりということも今ありましたので、しっかりとルールをつくって進めていくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今後の議会運営の中でどのように進めていくか、また、ルールづくりについて協議していきたいと思っておりますがよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に、項目26番、通年議会の導入について協議を行います。

それでは、各会派からの御意見を挙手の上お願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 通年議会については、所沢市議会でも、10年強程度議論に時間を要したということで、長期的に見て考えていかなければいけない案件かなと思っています。一定程度、通年議会について、常に議会が開かれているというようなことではなくて、あくまでも議会の招集権限を議会が持つということが主眼でありますので、その点を多くの方に御理解いただくことが必要かなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 通年議会について、もともとの地方自治法で制定されている趣旨とかをきちんと踏まえて、招集は基本的には長にあるので、要は年間開会している中で定例会をはめ込んでいく、臨時会を入れていくという形になるのかなと思います。1年にするか4年にするかというような所沢市議会での説明もありましたので、その辺も含めて、あと、何のために通年議会にするのか、通年議会にしなければいけないのか。あるいは現在の定例会と専決処分との関係で、どうしても臨時議会を開いたほうが、より議会としての監視機能が働くのかなということも含めて、その辺を対比しながら検討していくと。通年議会にするとした場合の執行部側との調整というのも考えていく必要があると考えます。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 所沢市のほうでは、長年の検討をして、令和7年5月から導入されたということで、期待される効果として、議会の活動能力が常時確保される、また、災害、突発的事案などへの迅速な対応ができる、審議時間の確保と議会の活性化ができるというようなことが挙げられると思います。

また、所沢市は導入に当たって、採決時期の前倒しや委員長報告の簡略化、出席者の最小化、運営改善も同時に実施されているということがお聞きできましたので、制度導入だけではなく、和光市においても、運営の改善をセットで、今後議論して進めていく必要があると考えました。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、通年議会については導入したほうがいいということとなりました。

今後メリットとしては、年間のスケジュールが決まっているということになるので、議会の活性化が図られるのかなというふうにも思っております。

ただ、導入に当たっては執行部との調整も必要だということもありますので、進めるに当たって、執行部と丁寧な調整を図っていくことが必要かなと思いますので、通年議会については、導入についてこれからさらに協議していくこととしたいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになければ、通年議会導入に向けてこれから協議していくということでまとめたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

今後このことについても、議会運営委員会で進めていくということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

あと、事務局長、執行部との調整というのはどんな形になりますか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今まだ、ちょっとどういう形になるかというのははっきりとは言えないんですけども、ただ、やはり執行部の理解を得るために、相当な時間をかけて調整していく必要があるのかなとは思っております。

○吉田武司委員長 では、今後導入について執行部と協議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通年議会の導入については、今後進めていくということで決しました。

次に、新項目6番、新規事業の協議（予算前審議）について協議を行います。

それでは、各党派からの御意見を挙手の上お願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、予算前審議という言葉が、特に所沢市議会にはないということでしたので、現状だと、新規事業だったり、そういったものに対してどのような目標があったり、設定をしているかという資料が出てくるという理解です。基本的に、和光市も同様な形で行われているのかなと思いますので、参考になったと思いますので、今後検討していければと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 予算前審議というのはないというお話をいただきました。

現在和光市では、実施計画の説明を受けて、その中で事業についても説明を受けている。予算についても、3月定例会前に予算の案の説明を受けているということで、基本的には、本来審査というのは議会なので、予算前の説明を充実していくと。それに当たっては、特に新規事業の見通しだとか、大きな事業の見通しについてでいくと、以前は実施計画の中で、今後3年間の実施計画で、各事業ごとに、財源とその内容について、各年度どう割り振っていくということが説明されていたので、前回の全員協議会でも、私のほうから触れさせていただきましたけれども、実施計画の形式でもう少し事業内容、それと、今後の事業の進める内容と財源の見通しについて説明をしていただく資料等の作成を執行部のほうにお願いをできればいいのではないかと報告させていただきました。

それと、和光市の場合、事務事業評価、以前は政策評価もあったんですけども、事務事業評価についても、もう少し今後の事業の見通し等についても、ある程度具体性を持った記述ができるかどうか、執行部側と調整していければと考えております。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 所沢市のほうで見せていただいた統一フォーマットによる論点情報の形成というのは、大変参考になったんですけども、執行部のほうである程度の調整も必要かと思えます。なので、今後要望していけるところは、資料について要望したりというところで、検討の価値は高いと思いますので、引き続きこういった形で予算前審議について進めていくか、検討していったいいのではないかと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 新規事業の協議についてなんですけれども、新規事業概要調書により、事業の詳細が提示されるため、効率的な審査ができると思っております。また、和光市では今、全員協議会等で、事前に新規事業等について、また、予算については説明があります。以前、もう少し細かい事業概要調書というのがあったんですけれども、今後全員協議会などで新規事業及び新年度予算の説明等があったときには、新たにその場で疑問に思ったところ、もうちょっと明らかにしてほしいというところは、その場で資料要求をするなどして、理解を深めるようにできればとも思っていますので、要は、実際に全員協議会でちゃんと事前に報告、協議させていただいているので、その形をもう少し深くできればと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに御意見ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

新規事業については、それでは、これまでどおり全協等で説明をしていただくということと、その場で、また資料要求をして、新たに理解を深められるように事前にしていくとしたいと思えますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

事務局に確認しますけれども、全協ではその場で資料要求等については可能ですよね。後日ということでもいいですけれども、これまでも何回かあったと思いますが。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 確かに、そこでこういう資料が足りないからくださいという要求はできると思います。ただ、どのぐらいの期間で出てくるかというのは、また、そこは調整にはなってくるかと思えます。

○吉田武司委員長 要求資料については、すぐに出るか分かりませんが、要求はできるということを確認しましたので、そのように進めていくことでよろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 全員協議会で説明を受けて、あればですけれども、もう少しこういった付随した資料はないのかと、ない場合には作成するとか、いろいろと調整が必要なので、後日資料作成でき次第報告をお願いしますということで、基本的に全協は協議の場なので、執行部側に要請すると、よほどのことがない限り、執行部側も協力していただけたらと思うので、資料の提出の協力は極力お願いしたいということで、進めていけばいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 今の菅原委員の意見を執行部に伝えておいていただければと思います。要求資料については、そのように対応できるようにお願いをしていただければと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、そのように決しました。

次に、新項目8番、先議・専決処分案件について協議いたします。

それでは、各会派からの御意見を挙手の上お願いいたします。

鎌田委員。

○**鎌田泰春委員** あくまでもこの先議というのも、所沢市議会では、通年議会を行った結果、通常行われないうふうになっているということですので、今後、通年議会の話合いとともに、議論が深まればいいのではないかなと思っております。

○**吉田武司委員長** 菅原委員。

○**菅原満委員** 専決の案件については、これはもう地方税条例の改正だとか、どうしても4月1日スタートということもあるので、専決については、以前と同じような形で進めていくと。

ただ、やはり日程に余裕があるものであるならば、やはり専決ではなく、まず議会開催を考えていただくと。通年議会にした場合、計画的にというけれども、先決でやらなければいけないということも入ってくるので、議員のほうも、日程組みについては十分注意していく必要が出てくるということも考えられます。

ですから、基本的には専決処分で執行しなければならないものについては、専決処分で執行していくと。いわゆる和光市で出た先議案件については、これは案件、事件の内容に基づいて、日程的に給与条例だとか、どうしても基準日がある場合等については先議ということも考えられますが、内容、あるいは入札、工事請負などで、日程的なものがあるという場合だとかもあるので、先議案件については、その内容を見て判断していくということになるのかなと考えます。そういうこともあるので、執行部側でも、情報提供等協力をお願いしていくということもあるのかなと考えております。

○**吉田武司委員長** 伊藤委員。

○**伊藤妙子委員** 所沢市の状況では、東日本大震災の経験を踏まえてリスクを強く認識したということで、災害時に議会が機能不全となって、議会の独自のBCP、議会機能継続計画を策定したということでしたので、和光市においても、議会が機能不全に陥らないためにルールづくりというのが必要になってくるかなと思いますので、今後条例にも関わってくるかもしれないんですが、これについても協議を継続していく必要もあるのかなと考えています。

○**伊藤妙子副委員長** 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○**吉田武司委員** 所沢市は通年議会ということで、必要の都度臨時会を開催するため、先議・専決処分の事例はないということであります。

今後和光市も通年議会を取り入れることで、このことについても解消できるとも考えております。専決処分については、これまで緊急を要するところの内容、また、先議については、早く議決をしなければいけない内容ということなので、今後も、今和光市では、かなりこの部分も減ってきておりますので、通年議会を見据えていくことによって、このことも解消できるの

かなと考えております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに御意見ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

先議・専決処分については、今後通年議会の設置を見据えて、減るといふか解消できることもありますので、今後このことについても、議会運営委員会で協議していくということよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に進みます。

新項目3番、議会報告会についてと新項目4番、一般質問について、提案会派から説明をお願いいたします。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会から提案させていただきました議会報告会についてです。

議会報告会については、日曜日や夜間開催、以前も夜間の開催と、あと北側、南側で日にちを開けて開催し、参加人数が少ないということで、少し変えた形になりましたけれども、今後、やはり北側、南側で開催する、また、日曜日や夜間での開催を考えたほうが良いということで、議会報告会について提案をさせていただきました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましては、市民の意見を取り入れて、議会報告会をより充実させるということで、これまでもアンケートを取って、その中からの意見を反映してきたかとは思いますが、今回平日の昼間だったということで、まだちょっと意見もあつたり、あと、会場を外でというような意見もあり、なかなか難しいところかとは思いますが、その辺、しっかり市民の意見も取り入れつつ、しっかり今後協議して、議会報告会をより充実したものに進めていくというような内容で協議していただければと思います。

○吉田武司委員長 以上で提案説明が終了しました。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。 次に、新規項目4番、一般質問について説明をお願いいたします。

吉田委員。

○吉田武司委員 一般質問について提案させていただきました。

質問時間を全定例会一律の30分に変更すること。現在、40分、30分に分かれておりますけれども、40分まるまる使う方は少ないとも考えております。

また、一問一答方式の検討についてなんですけれども、これについては、今現在は、1回目

全項目を質問して答弁をいただいて、2回目の一問一答に入るというところなんですけれども、これは項目、発言事項ごとに、最初から一問一答の両方、議員がどちらがいいかというところを選べるような方式にしたかどうかということです。

あと、一般質問発言通告書の提出後の修正についてなんですけれども、現在事務局に提出した時点で精査していただいているんですが、後でこの通告書を修正できるようにしたいというところで、この改革について提案をさせていただきました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

休憩します。（午前11時58分 休憩）

再開します。（午前11時59分 再開）

松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 一般質問の③番、質問時間を会派内で融通できるようにするというのを、やさしい未来へ歩む会として提案させていただきました。現在、3月、9月は1人30分、6月、12月は40分なんですけど、先ほど吉田委員からもありましたが、これを個々の質問時間で残してしまうというのがなんかもったいないというか、与えられた時間ですので、それを会派内でまとめた時間、質問時間掛ける人数を配分するという形がいいのではないかなと思っています。

もちろんこの件に関しては、議運での申し合わせ事項だとか、会議規則をまた変えなければいけないというのもあると思うんですが、メリットとしては、皆さんが通告で出した内容を、深掘りしながら質問していけるのかなということで提案させていただきました。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

以上で、提案説明が終了しました。

新項目3、議会報告会についてと新項目4番、一般質問については、提案説明を受け、各会派に持ち帰っていただき、検討をお願いいたします。

この2項目については、3月25日に開催する議会運営委員会において、各会派から御意見を伺って協議することとしたいと思っておりますので、御検討、御準備のほどよろしくをお願いいたします。

議会改革については以上となります。

次に、次回の会議等の予定を確認します。

2月17日、火曜日、午後1時30分から議会運営委員会を開き、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和8年和光市議会3月定例会の会期日程等について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

ここで事務局より報告があります。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 事務局から2点報告させていただきます。

まず1点目が、地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定についてでございます。

お手元に和光市情報セキュリティポリシーの基本方針があると思います。そちらを御覧下さい。

こちらにつきましては、地方自治法の一部が改正され、地方自治体の議会及び長、その他地方機関が、令和8年4月1日までにサイバーセキュリティを確保するための方針を策定しなければならないということになりました。市では、既に和光市情報セキュリティポリシー基本方針、今お手元に配付してありますものを策定し、職員には適用させておりますが、議員及び行政委員会の委員については定めておりません。

今回の方針の策定に当たっては、一つの方針を複数の執行機関が共同で策定することが可能となっていることから、市及び行政委員会と調整を行い、市が定めている和光市情報セキュリティポリシー基本方針に、議会及び行政委員会委員を適用する方向で調整をいたしました。

なお、この件については、近隣の朝霞市、新座市、志木市と情報共有を行っており、3市とも当市と同じ対応を取る予定となっております。

主な改正内容につきましては、別添の案のとおりでございます。和光市情報セキュリティポリシー基本方針の対象に、議会及び行政委員会委員を含めるものとなっております。

今後の流れとしましては、改正案について行政委員会及び議会それぞれで意思決定を行う必要があることから、まずは改正案について議員の皆様から御意見を伺い、出された意見を踏まえ、2月17日の議会運営委員会で協議をお願いしたいと考えております。つきましては、ただいまの改正案を各会派に持ち帰っていただき、御意見がありましたら、2月13日、金曜日までに、事務局までお願いしたいと存じます。

なお、無党派の方につきましても、別途ビジネスチャットツールで連絡させていただきます。

2点目になります。

ただいま委員長から説明がありましたとおり、2月17日の議会運営委員会の議題として、議会報告会についてが予定されております。2月17日の議会運営委員会では、次回の議会報告会の日程と、大まかな方向性について協議をお願いしたいと考えておりますので、御準備のほうよろしくお願いたします。

○吉田武司委員長 ただいまの件については、2月17日の議会運営委員会で改めて協議しますので、よろしくお願いたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 0時06分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      吉   田   武   司